

「公共サービス改革プログラム」(案)の概要

平成 23 年 3 月 10 日
内閣府公共サービス改革推進室

1. 検討の経緯

「公共サービス改革基本方針」(平成 22 年 7 月閣議決定)に基づき、行政刷新会議の下に「公共サービス改革分科会」を設置(同年 9 月 30 日)。

- 分科会長 平野達男 内閣府副大臣
分科会長代理 園田康博 内閣府大臣政務官
勝俣恒久 東京電力株式会社取締役会長
- 22 年 11 月～23 年 3 月に、分科会 6 回、ヒアリング会合 14 回、起草委員会 3 回を開催
- 23 年 3 月末「公共サービス改革プログラム」を決定予定

2. 改革の目的

費用対効果に優れた公共サービスの提供(納税者たる国民の立場から、不断の見直しを行う必要)。

3. 「公共サービス改革プログラム」の具体的施策

(1) 調達改革の推進

- 調達については、随意契約・一者応札等の問題が残されており、改革が必要。政府は年間 10 兆円超の日本最大の「購買者」。
- 具体的施策(随意契約・一者応札の見直し、調達・契約手法の多様化、調達事務の効率化、新たな歳入確保策の活用、調達に関する目標と検証・評価)
- 留意すべき諸施策(WTO 政府調達協定、官公需法、グリーン購入法等)

(2) 公共サービス改革推進のための基盤整備

- 業務フロー・コストの分析、内部統制の強化、人事・予算管理の在り方、旅費制度等の見直し・業務改革、調達・旅費等内部管理業務に係る組織改革、民間の創意工夫の活用

(3) 地域の公共サービス改革

- 事務・事業の見直し、資産の効率的運用、民間との連携

4. 今後の取組

「公共サービス改革分科会」は、23 年度において、本プログラムを確実に実行するための準備と検討を進め、また、23 年度内に、公共サービス改革の推進状況を検証し、更なる改革の在り方を検討する。